

「子ども手当」が創設されました 6月に受給するには5月31日までに申請が必要です。



4月からこれまでの「児童手当」に替わり、対象を中学校修了までの子どもに拡充した「子ども手当」が新たに創設されました。

「子ども手当」は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で対応する観点から、子ども一人につき月額13,000円(平成22年度)を支給するものです。

「子ども手当」の受給にあたっては、平成21年度児童手当受給者の多くは手続き不要ですが、一部の人は申請が必要です。ご注意ください。

なお、最初の支給は6月です。申請が必要となる人が6月の支給を受けるには5月31日までに申請してください。

☎子育て支援室 ☎63-7594

支給対象 中学校修了までの子ども(平成7年4月2日以降に生まれた子ども)がいる世帯 ※所得制限なし

支給額 13,000円(一人月額)

支給月 6月、10月、平成23年2月

支給対象者 中学校修了までの子どもを監護(精神面も含め、日常生活で子どもの監督・保護を行っていること)している主たる生計者

申請が必要な人 支給対象者のうち次の人

- ①新規認定請求が必要 所得超過や、子どもが中学2・3年生(平成7年4月2日生～平成9年4月1日生)のみの世帯などで、平成21年度児童手当を受給していない人
- ②額改定請求の手続きが必要 平成21年度児童手当の受給者で、中学2・3年生の子どもがいる人

※平成21年度児童手当の受給者で、中学2・3年生の子どもがいない世帯は手続き不要です。
 ※公務員の人は職場で手続きを行ってください。

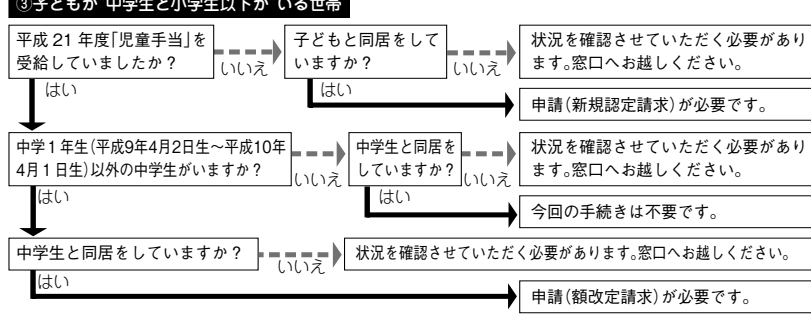
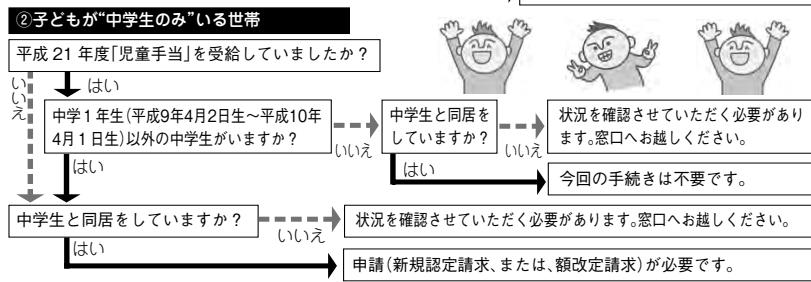
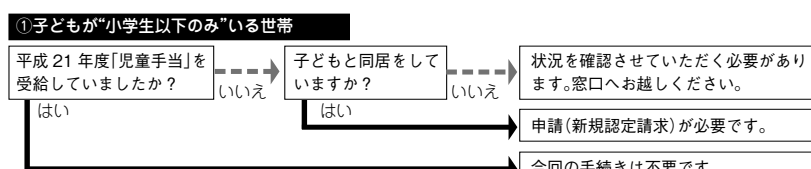
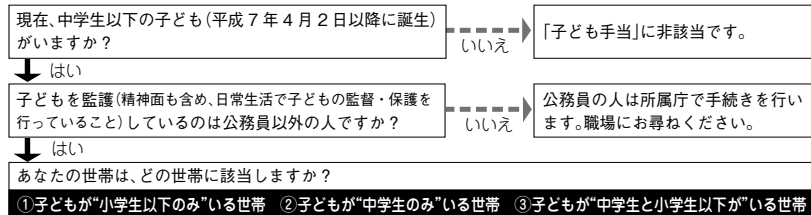
申請に必要なもの ▼印鑑

- ▼別居監護申立書(子どもと別居している人)
 - ▼子どもを含む世帯全員の住民票(子どもと別居し、子どもが市外にいる人)
- 新規認定請求には次のものも必要
- ▼申請者名義の預金通帳
 - ▼申請者本人の健康保険証または年金加入証明書(厚生年金など被用者年金加入の人)

お知らせ ▼児童が本年3月で小学校を修了し児童手当が消滅する世帯には、2・3月分の児童手当を4月に支給する旨をお知らせしてありますが、「子ども手当」の創設により、その分については6月に支給することになりました。

▼子ども手当の全部または一部を市に寄附していただける制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

「子ども手当」の手続き、必要な？



「前期危険物取扱者試験」を実施

試験日/受験地

<甲種> ▼6月13日回/津市

<乙種第4類> ▼6月13日回/桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市 ▼6月19日回/四日市市、伊勢市、尾鷲市 ▼6月20日回/四日市市、鈴鹿市、津市、名張市、松阪市、熊野市

<乙種のうち第4類以外> ▼6月13日回/津市 ▼6月20日回/松阪市

<丙種> ▼6月13日回/桑名市、津市、伊賀市 ▼6月19日回/伊勢市、尾鷲市 ▼6月20日回/四日市市、鈴鹿市、名張市、松阪市、熊野市

願書配布場所 消防本部予防室、名張消防署、桔梗が丘分署、つつじが丘出張所

☎ 消防本部予防室 ☎63-1412

申込 4月15日(金)～26日(日)(消印有効)に(財)消防試験研究センター三重県支部(〒514-0002 津市島崎町314 三重県島崎会館1階)へお申し込みください。

※4月12日(日)午前9時～23日(金)午後5時まで電子申請も可。詳しくは、(財)消防試験研究センター三重県支部(☎059-226-8930)へ

◆ ◆ ◆

乙種第4類受験者を対象に「予備講習会」開催

日時 5月14日(金)午前9時～午後5時

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)

主催 名張市防火協会

申込 5月13日(木)までに(午前8時30分～午後5時15分/土・日曜日、祝日を除く)消防本部予防室へお申し込みください。

ボランティアガイド 安まう!

☎(社)名張市観光協会 ☎63-9087

開催日/散策地区 ▼4月17日/黒田地区 ▼5月15日/美旗地区 ▼6月19日/名張地区 ▼7月17日/錦生地区 ▼9月18日/比奈知地区 ▼10月16日/夏見地区 ※すべて土曜日

定員 各40人 ※先着順 **参加費** 無料

申込 住所、氏名、年齢、電話番号、ファクス番号を記入し、(社)名張市観光協会(〒518-0713 平尾3225-10)へはがき、ファクス(63-9138)または、電子メール(n-kankou@e-net.or.jp)で申し込みください。